

### 後期高齢者医療の被保険者の皆様へ

「特定一般用医薬品購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）」の創設に伴う証明書の発行について

租税特別措置法が改正され、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、医療用から転用された医薬品の購入費用について（従来の医療費控除ではなく）新たな所得控除（セルフメディケーション税制（医療費控除の特例））の適用を受けることができます。

この控除の適用を受けるためには、個人がその年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行い、確定申告の際には、当該取組を行ったことを明らかにする書類（結果通知等）を添付又は提示する必要があります。

取組を行ったことを明らかにする書類（結果通知等）には、氏名、保険者名、医療機関名若しくは医師名が記載されている必要があります。

青森県後期高齢者医療広域連合が市町村へ委託又は費用助成を行い実施している医科健康診査・歯科健康診査・人間ドック・脳ドックの結果通知等に保険者名として「青森県後期高齢者医療広域連合」が記載されていない場合は、改めて、保険者（青森県後期高齢者医療広域連合）に証明書の交付を申請する必要があります。（紛失等による再発行を含む）このような場合は、東通村役場税務住民課国民健康保険グループへ証明書の交付を申請していただきますようお願いいたします。

### ○保険料を納期限内に納めましょう

- ・納付書でお支払いの方は便利で確実な口座振替をご利用ください。口座振替への変更は税務住民課または金融機関で随時受付しております。詳しくは、税務住民課国民健康保険グループまでお問い合わせください。
- ・保険料を滞納すると、通常より有効期限が短い保険証（短期被保険者証）が交付されることがあります。
- ・災害により住宅等に著しく損害を受けた場合や、特別な事情により世帯主等の収入が著しく減少した場合は、保険料の減免等が認められることがありますので、申請等について、税務住民課国民健康保険グループまでにお早めにご相談ください。

### ○指定口座を変更した場合の届け出のお願い

高額療養費、高額介護合算療養費及び療養費等は、一度振込先の口座登録をすると、情報が自動的に引き継がれ、その都度登録手続きをしていただく必要はありません。

しかし、近年、過去に登録した口座を変更（解約等）したにもかかわらず、変更の届出をしないことにより、振込ができないケースが増えています。一度登録した口座を変更した場合は、必ず税務住民課国民健康保険グループへ届け出くださいますようお願いいたします。

あなたも参加 わたしもやります “交通安全”

### 平成29年 県内の交通事故概況

青森県交通対策協議会 平成29年11月30日現在

	11月中	年間累計	年齢別 夜間の死者 歩行者の死者 飲酒運転による死者 自動車乗車中の死者 非着用死者	死者の状況	
				状態別	状況別
発生	264件 (-72)	2,907件 (-430)	高齢者の死者 (65歳以上の人)	19人 (-6)	夜間の死者
死者	2人 (-5)	37人 (-10)	歩行者の死者	13人 (-3)	飲酒運転による死者
傷者	342人 (-58)	3,601人 (-431)	自動車乗車中の死者	18人 (-7)	非着用死者
				7人 (-7)	

※( )内は対前年比です。また、速報値のため後日変更することがあります。  
毎月1日は「県民交通安全の日」、15日は「高齢者交通安全の日」

### 平成30年使用 「交通安全年間スローガン」入賞作品

最優秀作品

ぶつかるよ  
ながら運転  
じこのもと



最優秀作品

行けるはず  
まだ渡れるは  
もう危険



最優秀作品

自転車は  
車といっしょ  
左側

